

平成27年11月27日提出

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中熊本市中央消防署の部北区の項を削り、熊本市南消防署の部の次に次のように加える。

熊本市 北消防 署	熊本市 北区四 方寄町 514 番地1	北区	全域
-----------------	---------------------------------	----	----

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

北消防署を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。